

令和2年度
集團指導資料
(障害児・資料編)



令和3年3月

岡山市保健福祉局高齢福祉部
事業者指導課

掲載内容

- 管理者等の要件について（概要）
- 児童発達支援管理責任者の任用資格に係る実務要件（岡山県作成）
- 指定児童発達支援・指定放課後等デイサービスの質の評価、改善の内容及び公表方法に係る届出書（様式1）
- サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修制度の改定について令和元年度版（抜粋）
- 重点指導項目整理票 【障害児系事業所】
- 体制状況一覧表（障害児系）※令和3年度報酬改定後

がんばろう!!
I ♥ OKAYAMA®



岡山市保健福祉局事業者指導課ホームページ（運営：岡山市）

https://www.city.okayama.jp/soshiki/16-3-1-0-0_2.html

管理者等の要件について（概要）

管理者、児童発達支援管理責任者、児童指導員等に就任するには、資格等の要件を満たすことが必要になります。

1 管理者

管理者に必要な要件は、下記のいずれかに該当することです。

- (1) 社会福祉主事任用資格を有する者
 - (2) 社会福祉事業に2年以上従事した者
 - (3) その他規則で定める者
 - ① 次のいずれかの事業に2年以上従事した者
 - A 病院又は診療所
 - B 介護保険法第8条又は第8条の2に規定する事業又は施設
 - C 特別支援学校又は特別支援学級
 - D 児童相談所，身体障害者更生相談所，知的障害者更生相談所，精神保健福祉センター，福祉事務所，保健所
 - E 独立行政法人国立重度知的障害者総合支援施設のぞみの園
 - F その他市長が特に認める事業又は施設
 - ※旧制度による障害児施設など、上記と同等以上と認められる事業又は施設
 - ② 社会福祉施設長資格認定講習課程修了者
- ※岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岡山市条例第79号）及び岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年岡山市規則第92号）

2 児童発達支援管理責任者

児童発達支援管理責任者に必要な要件は、下記(1)(2)(3)の要件全てを満たすことです。

- (1) 別に定める実務経験を満たしていること
- (2) 児童発達支援管理責任者研修を受講していること
- (3) 相談支援従事者初任者研修（講義部分）を受講していること

※障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第230号）

3 児童指導員

児童指導員に必要な要件は、下記のいずれかに該当することです。

- (1) 児童福祉施設職員を養成学校を卒業した者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (4) 大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (5) 大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
- (6) 大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (7) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者等であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- (9) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、市長が適当と認めたもの
- (10) 3年以上児童福祉事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの

※岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岡山市条例第96号）

4 機能訓練担当職員

機能訓練担当職員に必要な要件は、下記のいずれかの資格を有し、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う能力を有するものです。

- (1) 理学療法士
- (2) 作業療法士
- (3) 言語聴覚士
- (4) 心理指導担当職員等（臨床心理士、認定心理士、学校心理士）

※岡山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年岡山市規則第92号）

5 訪問支援員（保育所等訪問支援）

訪問支援員は、下記のいずれかの資格を有し、障害児支援に関する知識及び相当の経験及び集団生活への適応のため専門的な支援の技術を有するものです。

- (1) 児童指導員
- (2) 保育士
- (3) 理学療法士
- (4) 作業療法士
- (5) 心理指導担当職員等（臨床心理士、認定心理士、学校心理士）

※岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年岡山市規則第92号）

児童発達支援管理責任者の任用資格に係る実務要件

H31.4更新

相談支援業務 身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童福祉法第4条第1項に規定する児童（以下「児童」という。）の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

直接支援業務 身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務

業務範囲	業務内容等		
相談支援	A	1	地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従業者
		2	児童相談所、児童家庭支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センターの従業者
		3	障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設（旧情緒障害児短期治療施設）、児童自立支援施設、障害者支援施設、精神保健福祉センターの従業者
		4	障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターの従業者
		5	学校（大学を除く。）の従業者
		6	病院若しくは診療所の従業者のうち、次のいずれかに該当する者 （1）社会福祉主事任用資格を有する者 （2）介護職員初任者研修に相当する研修修了者 （3）国家資格等（※2）を有する者 （4）上記1から5及びBに掲げる施設等における相談支援業務に従事した期間が1年以上ある者
	B	老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターの従業者	
直接支援	C	1	障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設の従業者
		2	障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業の従業者
		3	病院、診療所、薬局、訪問看護事業所の従業者
		4	学校（大学を除く。）の従業者
	D	老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室、老人居宅介護等事業、特例子会社、助成金受給事業所の従業者	
条件 1		条件 2	
社会福祉主事任用資格者等（※1）である者 （①かつ②）		①「A・Bの施設等で相談支援の業務に従事した期間」及び「C・Dの施設等で直接支援の業務に従事した期間」が通算して5年以上 ②「Aの施設等で相談支援の業務に従事した期間」及び「Cの施設等で直接支援の業務に従事した期間」が通算して3年以上	
社会福祉主事任用資格者等でない者 （①かつ②）		①「A・Bの施設等で相談支援の業務に従事した期間」が通算して5年以上 ②「Aの施設等で相談支援の業務に従事した期間」が通算して3年以上 ③「C・Dの施設等で直接支援の業務に従事した期間」が通算して8年以上 ④「Cの施設等で直接支援の業務に従事した期間」が通算して3年以上	
国家資格等（※2）に基づき当該資格に係る業務に従事した期間が通算して5年以上である者		「Aの施設等で相談支援の業務に従事した期間」及び「Cの施設等で直接支援の業務に従事した期間」が通算して3年以上	

※1 社会福祉主事任用資格者等

社会福祉主事任用資格者、介護職員初任者研修に相当する研修修了者、保育士、児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰指導員任用資格者

※2 国家資格等

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士

(様式1)

指定児童発達支援の質の評価、改善の内容及び公表方法に係る届出書
指定放課後等デイサービス

年 月 日

岡 山 市 長 様

届出者 法人所在地
法人名
代表者職・氏名

このことについて、この度、岡山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年岡山市条例第79号）第26条第4項に規定する指定児童発達支援・第77条において準用する第26条第4項に規定する指定放課後等デイサービスの質の評価及びその改善を行い、同条第5項に規定する公表を行いましたので、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

事業所の名称				
所在地	〒			
連絡先	電話番号	担当者	職名	
	メールアドレス		氏名	

届出を行うサービスの種類	実施事業	指定年月日	届出の区分	届出に係る異動の年月日	変更項目
児童発達支援			1 新規 2 変更		
放課後等デイサービス			1 新規 2 変更		
特記事項	変更前		変更後		
関係書類	別紙のとおり				

公表日	平成 年 月 日
公表方法 *	ホームページ（URL： _____ ）
	会報等（写しを添付してください）
	その他（内容を添付してください）

*インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであること

実施内容	確認欄
1 保護者等に評価表を配布して回答及び特記事項についてとりまとめました。	<input type="checkbox"/>
2 事業所の職員に評価表を配布して回答及び特記事項についてとりまとめました。	<input type="checkbox"/>
3 1, 2について職員全員で討議し、改善目標を立て、その結果を記録し共有しました。	<input type="checkbox"/>
4 1の結果について、保護者等にフィードバックしました。	<input type="checkbox"/>
5 3で得られた自己評価結果について上記の公表方法により公表しました。	<input type="checkbox"/>
6 3で得られた改善目標について、改善を行いました。（今後改善を行います。） （改善内容（記載任意）） ・ ・	<input type="checkbox"/>

備考

- 1 「実施事業」欄には、該当する欄に「○」を記載してください。
- 2 「届出の区分」欄には、今回届出を行う事業所又は施設について該当する数字を○で囲んでください。
- 3 「変更項目」欄には、質の評価及び改善を行った年度を記載してください。
- 4 「特記事項」欄には、変更の状況について具体的に記載してください。
- 5 「確認」欄には、実施内容が完了した場合にチェックしてください。

もんげー
岡山!

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 研修制度の改定について

令和元年度版



※令和元年度サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修資料を一部
改編

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者養成の現状及び課題

- 現行のサービス管理責任者等を養成するための研修は、1回限りであり、振り返りや更新の機会となる研修等を国としては定めていない。
- こうした現状において、受講者の状況に応じた段階的な研修実施ができておらず受講者の質の担保が困難であることや、更新研修などの機会が設定されていないためサービス管理責任者等の要件を満たした後における質の担保が困難であることが指摘されている。
(平成24年度障害者総合福祉推進事業「障害福祉サービス事業におけるサービス管理責任者養成のあり方に関する調査」)
- 平成28年度に実施した調査研究事業では、サービス管理責任者等の実務者の業務に対する認識は浸透してきているものの、業務実行状況には個々に大きな差があることが指摘されている。
(平成28年度障害者総合福祉推進事業「サービス管理責任者等の業務実態の把握と質の確保に関する調査研究事業」)
- 一方で、サービス管理責任者等の確保が困難であるため、サービス管理責任者等の要件である実務経験年数について緩和を求める声も挙がっている。

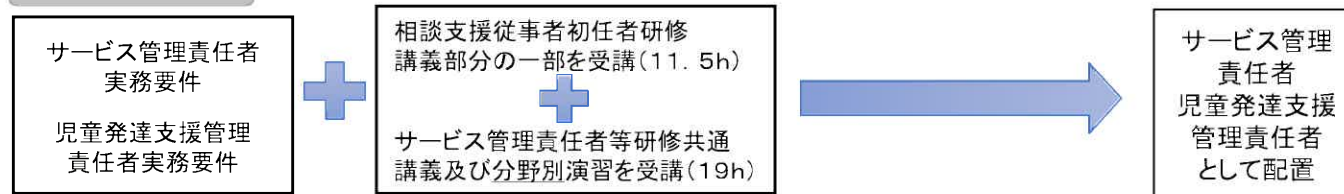


- 上記課題に対応すべく、平成27年度より3カ年で実施した厚生労働科学研究において、新たな研修制度の仕組みに関する研究及びモデル研修プログラムの開発を行った。

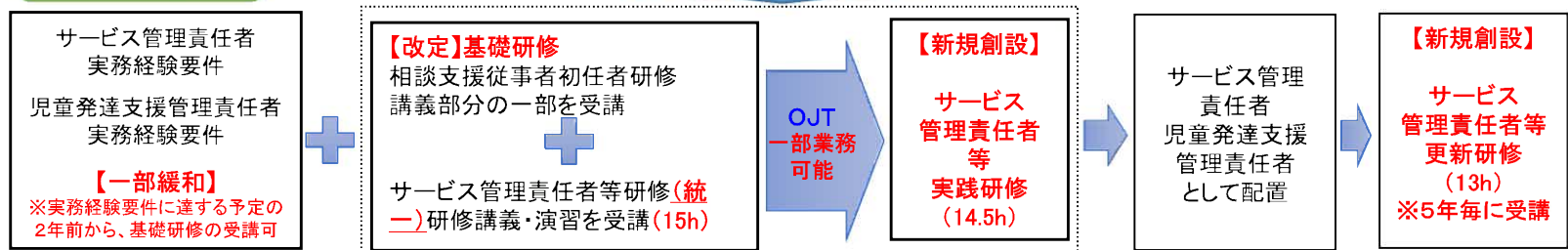
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を**基礎研修、実践研修、更新研修**と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、**一定の実務経験の要件(注)**を設定。
※ 平成31年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は平成35年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修の**カリキュラムを統一し、共通で実施**する。
※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完。
- このほか、**直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和**するとともに、基礎研修受講時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。
※ 新体系移行時に実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修受講後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置。

旧



改定後



(注)一定の実務経験の要件

- ・実践研修:過去5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
- ・更新研修:①過去5年間に2年以上のサービス管理責任者等の実務経験がある又は②現にサービス管理責任者等として従事している

【新規創設(予定)】

専門コース別研修

サービス管理責任者等として従事するための要件

- サービス管理責任者等として配置されるためには、2つの要件を満たす必要。

障害者総合支援法【サービス管理責任者】（平成31年度告示第109号）

児童福祉法【児童発達支援管理責任者】（平成31年度告示第110号）

【1】 実務経験要件（配置に関する）

・条件により年限が異なる。（次スライド: 詳細は告示を参照。）

① 法、② 保有する資格及び③ 従事経験の業務内容 による。

【2】 研修修了要件

1) 取得: 基礎研修、実践研修を修了

2) 維持: 実践研修修了の翌年度から5年間の間に1度更新研修を修了

❖ 研修受講においても実務経験要件あり。

❖ 研修の受講に関する実務経験要件

1) 基礎研修: サービス管理責任者等としての実務経験要件を満たす2年前から受講可。

2) 実践研修: 基礎研修修了後2年以上、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者としての一定程度の業務経験。

3) 更新研修: ① 過去5年間に2年以上のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者・相談支援専門員の業務経験。又は② 現にこれらの業務に従事していること。

サービス管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲	業務内容	実務経験年数			特区※3 (大阪・埼玉)						
		国家資格者※1	有資格者※2	左記以外の者	国家資格者※1	有資格者※2	左記以外の者				
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	(一) 相談支援の業務 日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務 [告示イ(1)(一)]	a 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	3年以上	5年以上	3年以上		3年以上				
		b 更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。									
		c 障害者支援施設、障害児入所施設、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者									
		d 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者									
		e 特別支援学校において相談支援の業務に従事する者									
		f 医療機関(病院・診療所)において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) (2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 (3) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者									
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者									
	(三) 直接支援の業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務 [告示イ(1)(二)]	a 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者						5年以上	8年以上	3年以上	3年以上
		b 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業に従事する者									
		c 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者									
		d 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者									
		e 特別支援学校等の従業者									
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者									

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士のことを言う。

※2 上記(三)の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)

- (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)、
- (2) 保育士、
- (3) 児童指導員任用資格者、
- (4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者

※3 令和元年度廃止予定(一定の経過措置を設ける予定)。

児童発達支援管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲		業務内容	実務経験年数 (下記に加え、老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上)					
			国家資格保有者※1	有資格者※3	それ以外の者			
障害者（身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者）又は障害児（児童福祉法第4条第1項に規定する児童）の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	イ 相談支援の業務 自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務 【告示一イ(1)(一)】	(1) 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	3年以上	5年以上				
		(2) 児童相談所、児童家庭支援センター、更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法での精神障害者社会復帰施設を含む。						
		(3) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者						
		(4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者						
		(5) 学校において相談支援の業務に従事する者						
		(6) 医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) 2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 3) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者						
	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者							
	ロ 直接支援業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務 【告示一イ(1)(二)】	(1) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者				5年以上	8年以上	
		(2) 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、保育所、認定こども園、老人居宅介護等事業等に従事する者						
		(3) 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者						
		(4) 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者						
		(5) 学校等の従業者						
その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者								

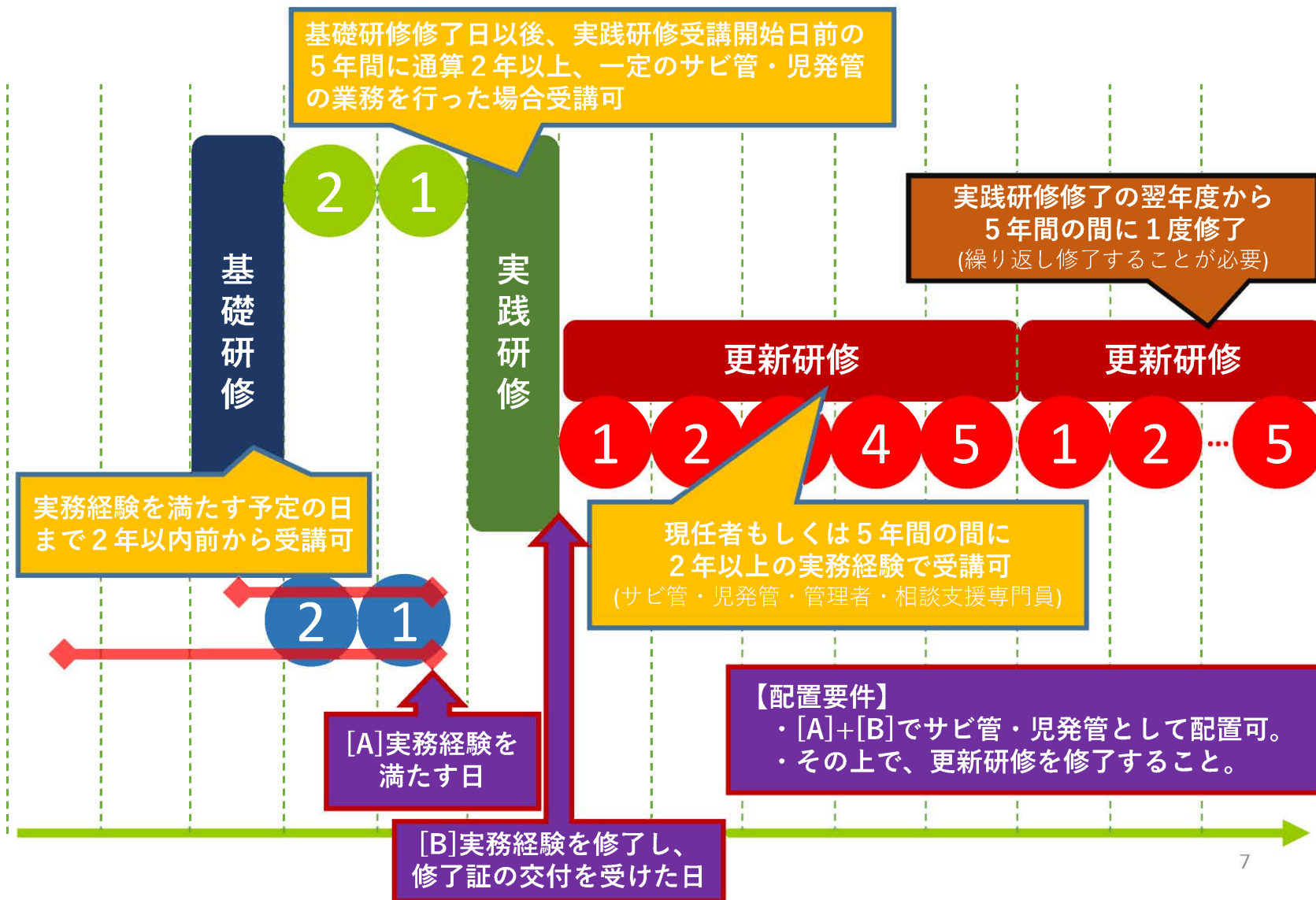
※1 上記イの相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※2による業務に5年以上従事している者(国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可)

※2 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士のことを言う。

※3 上記ロの直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)

- 1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)
- 2) 保育士
- 3) 児童指導員任用資格者
- 4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の配置要件と研修受講要件



サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について

経過措置について

① 現行研修受講済みの者について

サービス管理責任者等研修
(旧体系)受講

H31.4~(新体系移行)

施行後5年間(H35年度末まで)は、更新研修受講前でも引き続きサービス管理責任者等として業務可能。

サービス管理責任者等更新研修
※5年毎に受講

② 基礎研修受講時点で実務要件を満たしている者について

※H31~33の基礎研修受講者に限る

実務要件を満たしている場合は、基礎研修受講後3年間は、実践研修を受講していなくても、サービス管理責任者等とみなす。

入職

＜実務経験＞
相談支援業務5年
(有資格者の場合は3年)以上
もしくは直接支援業務8年以上

相談支援従事者
初任者研修
講義部分

サービス管理責任者等
基礎研修
講義・演習

基礎研修修了後3年間で
2年以上の実務
※基礎研修受講後に実務要件を
満たした場合を含む。

サービス管理責任者等
実践研修
講義・演習

サービス管理責任者等
更新研修
※実践研修修了後
5年毎に受講

配置時の取扱いの緩和等について

- 既にサービス管理責任者等が1名配置されている場合は、2人目のサービス管理責任者等としては配置可能。
- 個別支援計画原案の作成が可能であることを明確化。

入職

＜受講対象＞
相談支援業務3年以上
(有資格者の場合は1年)以上
もしくは直接支援業務6年以上

相談支援従事者
初任者研修
講義部分

サービス管理責任者等
基礎研修
講義・演習

基礎研修修了後2年以上の実務

サービス管理責任者等
実践研修
講義・演習

サービス管理責任者等
更新研修
※実践研修修了後
5年毎に受講

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の位置付け

基準省令

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成一八・九・二九厚労令一七一)
指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成一八・九・二九厚労令一七二)
指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二四・二・三厚労令一五)
指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二四・二・三厚労令一六)
(従業者)

○指定療養介護事業所ごと利用者の数の区分に応じ、サービス管理責任者を配置する。

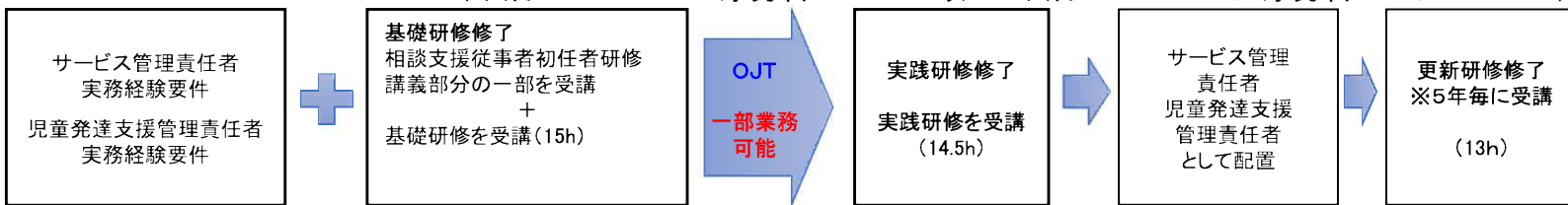
○児童発達支援管理責任者 一以上

告示

サービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成一八・九・二九厚労告五四四)

障害児通所施設又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの

(平成二四・三・三〇厚労告二二七/改正:平成三一・三・二九厚労告一〇九・一一〇)



通知

サービス管理責任者研修事業の実施について(平成一八・八・三〇 障発〇八三〇〇〇四)

○サービス管理責任者研修

○児童発達支援管理責任者研修

都道府県等による初任者及び現任研修は
標準カリキュラム以上の内容で実施する。

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の告示別表

相談支援従事者初任者研修講義（現行）		時間数
講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援従事者の役割に関する講義	6.5h
	ケアマネジメントの手法に関する講義	2h
	地域支援に関する講義	3h
合計		11.5h

共通講義及び分野別演習（旧）		時間数
講義	サービス管理責任者の役割に関する講義	6h
	アセスメントやモニタリングの手法に関する講義	3h
演習	サービス提供プロセスの管理に関する演習	10h
合計		19h



基礎研修（うち相談支援従事者初任者研修講義部分）		時間数
講義	1 障害者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義	5h
	2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3h
	3 相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3h
合計		11h

基礎研修（うち研修講義、演習部分）（改正後）		時間数
講義	1 サービス管理責任者の基本姿勢とサービス提供のプロセスに関する講義	7.5h
演習	2 サービス提供プロセスの管理に関する演習	7.5h
合計		15h

新設

実践研修		時間数
講義	1 障害福祉の動向に関する講義	1h
講義・演習	2 サービス提供に関する講義及び演習	6.5h
	3 人材育成の手法に関する講義及び演習	3.5h
	4 多職種及び地域連携に関する講義及び演習	3.5h
合計		14.5h

更新研修		時間数
講義	1 障害福祉の動向に関する講義	1h
講義・演習	2 サービス提供の自己検証に関する演習	5h
	3 サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習	7h
合計		13h

※実践研修は令和元年度の2年後より実施

※1 更新研修は、令和元年度から実施

※2 令和5年度までは1及び2のみの実施でも可とする

重点指導項目整理票【障害児系事業所】

対象サービス	指導項目 (標題)	改善を要する事項に係る事例等 (誤った取扱い事例等)	事業者として対応が求められる内容 (適正な取扱い等)	主な根拠条文等
1 児童発達支援、 放課後等デイサービス	事業者の一般原則	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための従業者に対する研修が実施されていなかった。	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、従業者に対し、人権擁護・虐待防止等の研修を実施する等の措置を講ずること。	基準条例第3条ほか
2 児童発達支援、 放課後等デイサービス	従業者の員数	利用定員10人の事業所が、定員を超過して11人目の障害児を受け入れていたが、基準職員の配置は2人のままであった。	従業者の員数は、障害児の数が10までの場合は2以上、10を超える場合は10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えた数以上の配置が必要である。 ※障害児の数とは、定員の数ではなく、実際に当日に利用した実利用児の数である。	基準条例第6条
		他事業所と兼務する職員について、毎月の勤務実績管理が適切に管理できておらず、事業所ごとの配置状況が曖昧な状況であった。	複数の事業所を兼務する職員については、それぞれの事業所で勤務した時間が分かるよう適切な記録・管理を行い、人員基準を満たしているか毎月確認すること。	
3 児童発達支援、 放課後等デイサービス	設備	指定サービスの利用児と日中一時支援等の他のサービスの利用者を、混同した状態でサービス提供していた。	指定障害児通所支援のサービスは、専用の設備をもって提供することとなり、日中一時支援等他のサービスと同一場所で混在する状態でサービスを提供することは不可である。	基準条例第10条
4 全サービス	内容及び手続きの説明及び同意	重要事項説明書に第三者評価の実施状況についての記載がない。	利用申込者への説明に使用する文書(例えば、重要事項説明書)には、第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、評価期間名称、評価結果の開示状況)を記載すること。	基準条例第13条
5 全サービス	契約支給量の報告等	利用契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他必要な事項を支給決定市町村に対する報告が遅れていた。	利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項等の必要な事項を支給決定市町村に遅滞なく報告すること。	基準条例第13条
6 全サービス	給付費の額に係る通知等	法定代理受領により給付費の支給を受けたが、利用者にもその額を通知していなかった。又、給付費の支給を受ける前に通知している事例があった。	法定代理受領により市町村から給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し給付費の額を通知すること。	基準条例第25条
7 全サービス	個別支援計画の作成等	アセスメントが、通所支援計画の原案の作成前に行われていない。	児童発達支援管理責任者は、アセスメントに基づき、通所支援計画の原案の作成すること。	基準条例第27条
		通所支援計画の作成の際に、担当者会議を開催していない又は開催しているが記録がない。	個別支援計画の作成においては、サービス提供に当たる担当者を招集して行う会議を開催し、その原案について意見を求めること。	
		通所支援計画の作成後、6か月ごとの計画の見直しが行われていない。	児童発達支援管理責任者は、通所支援計画の作成後、計画の実施状況の把握を行うとともに、少なくとも6か月に1回以上計画の見直しを行うこと。	
8 全サービス	勤務体制の確保等	従業員の資質向上のための研修計画が作成されていない。	従業員のための研修を、年間計画を立てて実施すること。	基準条例第38条

重点指導項目整理票【障害児系事業所】

対象サービス	指導項目 (標題)	改善を要する事項に係る事例等 (誤った取扱い事例等)	事業者として対応が求められる内容 (適正な取扱い等)	主な根拠条文等
9 通所系サービス	定員の遵守	やむを得ない理由の確認が不十分な状態で、利用定員を超えた受け入れが確認された。	給付費の減算の有無に関わらず、原則として定員は遵守すべきものであり、利用定員を超えた受け入れについては、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の障害児を受け入れる必要がある等やむを得ない事由が存在する場合に限り可能とされている。	基準条例第39条
10 児童発達支援、放課後等デイサービス	非常災害対策	事業所の立地条件等を踏まえた具体的な非常災害対策計画が作成されていない。洪水時の避難確保計画が作成されていない。	事業者が立地する地域の自然条件等を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた非常災害への対応に関する具体的な計画を策定するとともに、避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行うこと。また避難確保計画を作成すること。	基準条例第40条
11 全サービス	秘密保持等	事業所の管理者や従業員について、秘密保持の誓約書の徴取がされていなかった。	従業員に対し、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者の個人情報を、在職中並びに退職後も漏らすことがないように、従業員との雇用時等に取り決めを行うなど、必要な措置を講じること。	基準条例第47条
12 全サービス	情報の提供等	事務所内に重要事項説明書等の掲示がない。掲示に代わるファイル等を準備していない。	事業者は、事業所の見やすい場所に。運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。	基準条例第43条
13 全サービス	事故発生時の対応	利用児へのサービス提供により事故が発生した場合において、指定権者、支給決定市町村、当該利用児の家族等に連絡が適切にされていない。	受診を伴う事故等が発生した場合は、速やかに県等の関係機関へ連絡を行うこと。	基準条例第52条
14 全サービス	会計の区分	日中一時支援等、他の事業との会計が区分されていない。	指定サービスの種別ごとの事業及び指定サービス以外のその他の事業とは、会計を区分すること。	基準条例第53条
15 通所系サービス	自己評価結果等未公表減算	自己評価結果等の公表内容等を指定権者に報告していなかった。	自己評価結果等の公表方法及び公表内容を指定権者に届出されていない場合は、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、減算を適用すること。	留意事項通知第二の1通則(8)
16 通所系サービス	児童指導員等加配加算	職員の変動により、加配加算の要件を満たしていないにもかかわらず、加算を算定していた。	加算の算定に当たっては、加算の要件を満たしていることを確認すること。また、加算が算定できなくなった場合や加配職員に異動が生じた場合は、速やかに届出すること。	報酬告示 別表第3の1注8(1)、留意事項通知第二の2(3)②ほか

重点指導項目整理票【障害児系事業所】

対象サービス	指導項目 (標題)	改善を要する事項に係る事例等 (誤った取扱い事例等)	事業者として対応が求められる内容 (適正な取扱い等)	主な根拠条文等
17 通所系サービス	家庭連携加算	障害児の居宅を訪問して、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った際の記録が不十分だった。	算定する単位区分に応じた支援となっていることが確認できるように、相談援助を行った場所、訪問に要した時間、相談援助の内容を記録すること。	報酬告示別表第1の2、留意事項通知第二の2(1)⑤ほか
		通所支援計画の内容説明に要した時間を加算の算定時間に含めていた。	通所支援計画の内容説明に要した時間は本加算の算定時間には含めないこと。	
18 放課後等デイサービス	送迎加算	学校と事業所間の送迎を行っているが、アセスメントに送迎の要否に関する記録がない。※個別支援計画にはある。	放課後等デイサービスにおいて送迎加算を算定し、学校と事業所間の送迎を行う場合には、障害児支援利用計画(もしくは学校、事業所、保護者の三者の間で調整した上個別支援計画)に記載し計画に沿って実施すること。	報酬告示別表第3-9及び平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A問109
19 通所系サービス	事業所内相談支援加算	相談援助を30分以上行っているとのことだが、記録上確認できなかった。	事業所内相談支援加算は、相談援助が30分に満たない場合は算定することができない。加算算定の根拠記録として、相談援助を行った場合は、相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行うこと。	留意事項通知第二の2(1)⑤の2
20 通所系サービス	欠席時対応加算	○利用児が急病等によりその理由を中止した場合において、記録様式を整備していたが、次回の利用の促進、相談援助の実施等の実施の有無のみのチェックとなっており、相談援助の内容の記載がされておらず、記録が不十分であった。 ○欠席連絡を受けた日付の記入がなかった。	利用児が急病等によりその理由を中止した場合において、従業者が、利用児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行う場合は、当該障害児の状況を確認し、引き続きサービスの利用を促すなどの相談援助を行うとともに、その内容を記録すること。	留意事項通知第二の2(1)⑪ほか
21 児童発達支援、放課後等デイサービス	延長支援加算	延長支援加算を算定しており、保育士・児童指導員が対応しているとのことだが、出勤簿上延長支援時間帯に従事した記録がない。	延長時間帯に直接処遇職員を1人以上配置すること。	報酬告示別表第1の12、第3の10
22 児童発達支援、放課後等デイサービス	福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)、(Ⅱ)	福祉専門職員配置等加算の算定に当たって、届け出ている福祉専門職員とは別人が配置されるなど、配置状況が実態と異なっていた。	社会福祉士等の有資格者に係る福祉専門職員の配置状況に異動が生じた場合は、要件確認を要することから届出(軽微変更)を行うこと。	厚労省告示第122号別表第1の6等
23 児童発達支援、放課後等デイサービス	福祉・介護職員処遇改善加算(特別、特定を含む)	○書面により従業者へ周知を行うと計画されていたが、周知したことを挙証する記録が確認できなかった。 ○処遇改善加算の対象とならない職員を加算対象としていたり、退職した職員に対し退職金名目で支払われていた例があった。	○福祉・介護職員(特別・特定)処遇改善加算の算定に当たっては、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施方法その他の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知すること。また、その周知資料等を保存すること。 ○処遇改善の考え方を理解し、対象となる職員に支払うこと。	報酬告示別表第一の13等、H30.3.30障障発0330第2号厚生労働省障害福祉課長通知

障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス	特例による指定の有無 (※1)	定員規模 (※2)	施設等区分	主たる障害種別	その他該当する体制等		適用開始日
各サービス共通					地域区分	11. 一級地 12. 二級地 13. 三級地 14. 四級地 15. 五級地 16. 六級地 17. 七級地 23. その他	
障害児通所給付費 児童発達支援			1. 児童発達支援センター 2. 児童発達支援センター以外	1. 重症心身障害以外 2. 重症心身障害	未就学児等支援区分	1. 非該当 2. I 3. II	
					定員超過	1. なし 2. あり	
					職員欠如	1. なし 2. あり	
					児童発達支援管理責任者欠如	1. なし 2. あり	
					開所時間減算	1. なし 2. あり	
					開所時間減算区分(※3)	1. 4時間未満 2. 4時間以上6時間未満	
					自己評価結果等未公表減算	1. なし 2. あり	
					児童指導員等加配体制 (I)	1. なし 2. 専門職員(理学療法士等) 3. 児童指導員等 4. その他従業者 5. 専門職員(保育士)	
					看護職員加配体制(重度)	1. なし 2. I 3. II	
					福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I	
					栄養士配置体制(※4)	1. なし 2. その他栄養士 3. 常勤栄養士 4. 常勤管理栄養士	
					特別支援体制	1. なし 2. あり	
					強度行動障害加算体制	1. なし 2. あり	
					送迎体制	1. なし 2. あり	
					送迎体制(重度)	1. なし 2. あり	
					延長支援体制	1. なし 2. あり	
					専門的支援加算体制	1. なし 2. 理学療法士等 3. 児童指導員	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
キャリアパス区分(※5)	1. III(キャリアパス要件(I又はII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. V(キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. IV(キャリアパス要件を満たさない) 4. IV(職場環境等要件を満たさない) 5. II(キャリアパス要件(I及びII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I(キャリアパス要件(I及びII及びIII)及び職場環境等要件のいずれも満たす)						
福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分(※6)	1. I 2. II						
指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当						
共生型サービス対象区分	1. 非該当 2. 該当						
共生型サービス体制強化(※7)	1. 非該当 2. I 3. II 4. III						
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当						

障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス	特例による指定の有無 (※1)	定員規模 (※2)	施設等区分	主たる障害種別	その他該当する体制等		適用開始日
医療型 児童発達支援			1. 医療型児童発達支援センター 2. 指定発達支援医療機関		定員超過	1. なし 2. あり	
					開所時間減算	1. なし 2. あり	
					開所時間減算区分(※3)	1. 4時間未満 2. 4時間以上6時間未満	
					福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I	
					特別支援体制	1. なし 2. あり	
					送迎体制(重度)	1. なし 2. あり	
					保育職員加配	1. なし 3. I 4. II	
					延長支援体制	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					キャリアパス区分(※5)	1. III(キャリアパス要件(I又はII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. V(キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. IV(キャリアパス要件を満たさない) 4. IV(職場環境等要件を満たさない) 5. II(キャリアパス要件(I及びII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I(キャリアパス要件(I及びII及びIII)及び職場環境等要件のいずれも満たす)	
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分(※6)	1. I 2. II	
					指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当	
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当						

障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス	特例による指定の有無 (※1)	定員規模 (※2)	施設等区分	主たる障害種別	その他該当する体制等		
						適用開始日	
放課後等デイサービス				1. 重症心身障害以外 2. 重症心身障害	障害児状態等区分	1. 非該当 2. 区分1 3. 区分2	
					定員超過	1. なし 2. あり	
					開所時間減算	1. なし 2. あり	
					開所時間減算区分 (※3)	1. 4時間未満 2. 4時間以上6時間未満	
					職員欠如	1. なし 2. あり	
					児童発達支援管理責任者欠如	1. なし 2. あり	
					自己評価結果等未公表減算	1. なし 2. あり	
					児童指導員等加配体制 (I)	1. なし 2. 専門職員 (理学療法士等) 3. 児童指導員等 4. その他従業者 5. 専門職員 (保育士)	
					看護職員加配体制 (重度)	1. なし 2. I 3. II	
					福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I	
					特別支援体制	1. なし 2. あり	
					強度行動障害加算体制	1. なし 2. あり	
					送迎体制 (重度)	1. なし 2. あり	
					延長支援体制	1. なし 2. あり	
					専門的支援加算体制	1. なし 2. 理学療法士等	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					キャリアパス区分 (※5)	1. III (キャリアパス要件 (I 又は II) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. V (キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. IV (キャリアパス要件を満たさない) 4. IV (職場環境等要件を満たさない) 5. II (キャリアパス要件 (I 及び II) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I (キャリアパス要件 (I 及び II 及び III) 及び職場環境等要件のいずれも満たす)	
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分 (※6)	1. I 2. II	
指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当						
共生型サービス対象区分	1. 非該当 2. 該当						
共生型サービス体制強化 (※7)	1. 非該当 2. I 3. II 4. III						
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当						

障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス	特例による指定の有無 (※1)	定員規模 (※2)	施設等区分	主たる障害種別	その他該当する体制等		適用開始日
保育所等訪問支援					訪問支援員特別体制	1. なし 2. あり	
					児童発達支援管理責任者欠如	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					キャリアパス区分 (※5)	1. Ⅲ (キャリアパス要件 (Ⅰ又はⅡ) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. V (キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. IV (キャリアパス要件を満たさない) 4. IV (職場環境等要件を満たさない) 5. Ⅱ (キャリアパス要件 (Ⅰ及びⅡ) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. Ⅰ (キャリアパス要件 (Ⅰ及びⅡ及びⅢ) 及び職場環境等要件のいずれも満たす)	
					指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当	
					地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当	
居宅訪問型 児童発達支援					訪問支援員特別体制	1. なし 2. あり	
					児童発達支援管理責任者欠如	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					キャリアパス区分 (※5)	1. Ⅲ (キャリアパス要件 (Ⅰ又はⅡ) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. V (キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. IV (キャリアパス要件を満たさない) 4. IV (職場環境等要件を満たさない) 5. Ⅱ (キャリアパス要件 (Ⅰ及びⅡ) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. Ⅰ (キャリアパス要件 (Ⅰ及びⅡ及びⅢ) 及び職場環境等要件のいずれも満たす)	
					指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当	
					地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当	

障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス	特例による指定の有無 (※1)	定員規模 (※2)	施設等区分	主たる障害種別	その他該当する体制等		適用開始日
福祉型障害児 入所施設	1. なし 2. あり		1. 当該施設が単独施設 2. 当該施設に併設する施設が主たる施設 3. 当該施設が主たる施設	1. 知的障害児 2. 自閉症児 3. 盲児 4. ろうあ児 5. 肢体不自由児	重度障害児入所棟設置（知的・自閉） (※8)	1. なし 2. あり	
					重度肢体不自由児入所棟設置（※8）	1. なし 2. あり	
					定員超過	1. なし 2. あり	
					職業指導員体制	1. なし 2. あり	
					重度障害児支援（強度行動障害）	1. なし 2. あり	
					強度行動障害加算体制	1. なし 2. あり	
					心理担当職員配置体制（※9）	1. なし 2. I 3. II	
					看護職員配置体制	1. なし 2. I 3. II	
					児童指導員等加配体制	1. なし 2. 専門職員（理学療法士等） 3. 児童指導員等	
					自活訓練体制（I）	1. なし 2. あり	
					自活訓練体制（II）	1. なし 2. あり	
					福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I	
					栄養士配置体制（※4）	1. なし 2. その他栄養士 3. 常勤栄養士 4. 常勤管理栄養士	
					小規模グループケア体制	1. なし 2. 本体施設又は同一敷地の建物で行う場合 3. サテライト	
					ソーシャルワーカー配置体制	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					キャリアパス区分（※5）	1. III（キャリアパス要件（I又はII）及び職場環境等要件のいずれも満たす） 2. V（キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない） 3. IV（キャリアパス要件を満たさない） 4. IV（職場環境等要件を満たさない） 5. II（キャリアパス要件（I及びII）及び職場環境等要件のいずれも満たす） 6. I（キャリアパス要件（I及びII及びIII）及び職場環境等要件のいずれも満たす）	
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分（※6）	1. I 2. II	
指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当						
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当						

障害児入所給付

障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス	特例による指定の有無 (※1)	定員規模 (※2)	施設等区分	主たる障害種別	その他該当する体制等		適用開始日
医療型障害児入所施設			1. 医療型障害児入所施設 2. 指定発達支援医療機関		重度障害児入所棟設置（知的・自閉） (※8)	1. なし 2. あり	
					重度肢体不自由児入所棟設置（※8）	1. なし 2. あり	
					定員超過	1. なし 2. あり	
					重度障害児支援	1. なし 2. あり	
					強度行動障害加算体制	1. なし 2. あり	
					心理担当職員配置体制（※9）	1. なし 2. I 3. II	
					自活訓練体制（I）	1. なし 2. あり	
					自活訓練体制（II）	1. なし 2. あり	
					福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I	
					保育職員加配	1. なし 2. あり	
					小規模グループケア体制	1. なし 2. あり	
					ソーシャルワーカー配置体制	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					キャリアパス区分（※5）	1. III（キャリアパス要件（I又はII）及び職場環境等要件のいずれも満たす） 2. V（キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない） 3. IV（キャリアパス要件を満たさない） 4. IV（職場環境等要件を満たさない） 5. II（キャリアパス要件（I及びII）及び職場環境等要件のいずれも満たす） 6. I（キャリアパス要件（I及びII及びIII）及び職場環境等要件のいずれも満たす）	
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分（※6）	1. I 2. II	
指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当						
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当						

障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス	特例による指定の有無 (※1)	定員規模 (※2)	施設等区分	主たる障害種別	その他該当する体制等		適用開始日
相談支援 障害児相談支援					相談支援機能強化型体制	1. なし 2. II 4. I 5. III 6. IV	
					行動障害支援体制	1. なし 2. あり	
					要医療児者支援体制	1. なし 2. あり	
					精神障害者支援体制	1. なし 2. あり	
					主任相談支援専門員配置	1. なし 2. あり	
					ピアサポート体制	1. なし 2. あり	
					地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当	

※1 18歳以上の障害児施設入所者への対応として、児童福祉法に基づく指定基準を満たすことをもって、障害者総合支援法に基づく指定基準を満たしているものとみなす特例措置の有無を設定する。

※2 「定員規模」欄には、定員数を記入すること。

※3 「開所時間減算区分」欄は、開所時間減算が「2. あり」の場合に設定する。

※4 栄養士配置加算(Ⅰ)については「3:常勤栄養士または4:常勤管理栄養士」を選択する。
 栄養士配置加算(Ⅱ)については「2:その他栄養士」を選択する。
 栄養マネジメント加算については「4:常勤管理栄養士」を選択する。

※5 「キャリアパス区分」欄は、福祉・介護職員処遇改善加算対象が「2. あり」の場合に設定する。

※6 「福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分」欄は、福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象が「2. あり」の場合に設定する。

※7 「共生型サービス対象区分」欄が「2. 該当」の場合に設定する。

※8 「重度障害児入所棟(知的・自閉)」及び「重度肢体不自由児入所棟」は、「厚生労働大臣が定める施設基準」の要件を満たすこと。

※9 「心理担当職員配置体制」欄の「3. II」は、配置した心理指導担当職員が公認心理師の資格を有している場合に設定する。